

2025 年 10 月 30 日
いずみの農業協同組合

組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針

いずみの農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、『「人」が大切、「緑」が大切。』を組合理念とし、「食・農・くらしを基軸に地域とつながる J A」を目指し、「地域農業を守る」「地域の食を守る」「組合員のくらしを守る」の「3つの守る（支える・解決する）」事業・活動を展開しております。

当組合では、この理念のもと、2017 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下「原則」といいます。）を採択するとともに、組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成と「ひと・いえ・くるまの総合保障」の提供を通じて、地域に根ざした組織として社会的役割を誠実に果たすため、当組合の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取り組み方針」の見直しを実施いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況については、定期的に公表するとともに、より組合員・利用者本位の業務運営に資するよう、社会情勢や環境変化等を踏まえ、必要に応じて本方針を見直してまいります。

注）共済事業は、当組合と全国共済農業協同組合連合会（以下、J A 共済連）が、共同で事業運営しております。J A 共済連の「組合員・利用者本位の業務運営に関する取組方針等」は、J A 共済連のホームページをご参照ください。

【原則 6（注 6、7）】

【J A いずみの理念（組合理念）】

「人」が大切、「緑」が大切。

J A いずみのは、「人」と「人」の結びつきを基盤として存在しています。
ここでいう「人」とは、組合員であり、地域の人々であり、私たち役職員であり、親、子、兄弟、友人、知っている人、知らない人、近くの人、遠くの人、日本人、外国人……。

この人々のつながりこそが私たち“J A いずみの”の宝であり、今までより以上に大切にしていかなければならないと確信しています。

一方、私たちは、「人」を大切にすると同様に、「緑」を大切にし、守り育てなければならないと考えています。

「緑」とは、草や木だけでなく、農業や農産物、林や森、身近な自然、大きな自然、都市の環境、地球の環境までを含めて考えています。

これらの「緑」は人が生きるためには不可欠なものであるがゆえに、大切にしていくな活動により積極的に展開します。

そして、J A いずみのは、「人」、「緑」を大切にすることにより、地域に根ざした組織として、社会的役割を誠実に果たしてまいります。

1. 組合員・利用者への最良・最適な金融商品、共済仕組み・サービスの提供

(1) 金融商品

①組合員・利用者の皆さまに提供する金融商品は、特定の投信運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準、当該商品を組成する投信運用会社におけるプロダクトガバナンスの実行性の確保状況等も踏まえたうえで、お客様の多様なニーズにお応えできるものを選定します。

製販全体で組合員・利用者の最善の利益を実現するため、J Aバンク全体として、金融商品を購入した組合員・利用者の皆さまの属性および販売状況に関する情報等を投信運用会社と相互に連携します。

なお、当組合は、金融商品の組成に携わっていません。

②金融商品の選定にあたっては、次の観点から組合員・利用者の皆さまの色々な「投資に関する好み」に合った商品を揃えつつ、「選びやすさ」、「長期投資への適性」を考慮し、一定の商品数に絞った『セレクトファンド』により商品提供を行います。

<セレクトファンド選定基準>

(i) 長期投資

将来の備えに向けて「長期投資」を前提とした投資信託であること。

(テーマ型ファンドでないこと)

(ii) 手数料

手数料が良心的な水準であること。

(iii) 運用実績

過去の運用実績が相対的に良好であること。

(iv) 将来性

これから将来に向けて資産を築いていく資産形成層に向けては過度な分配金を捻出する投資信託ではないこと。

(v) 運用体制

運用体制について、外部機関の評価を得ていること。

【原則 2 本文および (注)、原則 3 (注)、原則 6 本文および (注 2、3、6、7)、補充原則 1～5 本文および (注)】

(2) 共済仕組み・サービス

日々のくらしや農業を取り巻く様々なリスクに対して、安心して備えられるよう、組合員・利用者の皆さまに共済仕組みと最良なサービスを提供します。

なお、当組合は、市場リスクを有する共済仕組み（例：外貨建て共済）は提供していません。

【原則 2 本文および（注）、原則 3（注）、原則 6 本文および（注 2、3）、
補充原則 1～5 本文および（注）】

2. 組合員・利用者本位のご提案と情報提供

（1）信用の事業活動

①組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「スタイル診断シート」を活用し、組合員・利用者の皆さまのリスク許容度を確認し、金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて組合員・利用者の皆さまにふさわしい商品をご提案します。

なお、販売にあたっては、商品と組合員・利用者の属性・適合性の妥当性を判断したうえで販売します。

②組合員・利用者の皆さまへの商品提案にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の提供する投資信託商品が長期運用を前提としたものであることなど、商品の性質を明確にしたうえで商品提案を実施します。

③組合員・利用者の皆さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について資料を提供のうえ分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

④組合員・利用者の皆さまが高齢の場合等においては、上席者の事前承認や同行対応による勧誘・ご提案、取引約定時における再確認等、組合員・利用者の皆さまの特性に応じ適切な対応を実施します。

⑤組合員・利用者の皆さまへの商品販売後も、金融市場の変動等に応じて、必要な情報提供を行う等適切にアフターフォローを行います。

⑥組合員・利用者の皆さまとの取引内容について定期的なモニタリングを実施し、組合員・利用者の皆さまへ適正な商品のご提案・販売を行っているか検証しています。

【原則 2 本文および（注）、原則 4、原則 5 本文および（注 1～5）、原則 6 本文および（注 1～5）】

（2）共済の事業活動

①組合員・利用者の皆さまにご提案する共済種類に応じて、各種公的保険制度等にかかる情報提供を行い、一人ひとりのライフイベント等の目的やニーズに応じた、最良・最適な保障・サービスの提案を行います。

②保障の加入にあたっては、適切な販売支援ツール（提案資材）等を用いて、組合員・利用者の皆さまのご意向を的確に把握・確認したうえで、共済仕組みの保障内容を十分にご理解・ご納得いただけるよう、丁寧で分かりやすい重要事項説明（契約概要・注意喚起事項）を実施します。

③ご高齢の組合員・利用者の皆さまに対しては、より丁寧に分かりやすい説明を心がけ、契約者である組合員・利用者さまだけではなく、ご契約時にはご家族の同席等を徹底するなど、ご家族も含めて十分にご理解・ご納得いただけるよう対応いたします。

④なお、保障の加入にあたり、共済掛金の他に組合員・利用者の皆さまにご負担いただく手数料等はありません。

⑤ご契約の変更や共済金のご請求等の各種手続きの実施にあたっては、組合員・利用者の皆さまに分かりやすいご説明を心がけるとともに、正確かつ迅速な対応を行います。また、3Q活動を通じた近況確認、あんしんチェック等の日々の接点により、ご契約後も安心いただけるアフターフォローを実施します。

【原則2本文および（注）、原則4本文、原則5本文および（注1～5）、原則6本文および（注1、2、4、5）】

3. 利益相反の適切な管理

（1）組合員・利用者の皆さまへの商品選定や情報提供にあたり、組合員・利用者の皆さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

【原則3本文および（注）】

（2）金融商品の販売・推奨にあたっては、「重要情報シート」により、当組合の利益と組合員・利用者の皆さまの利益が反する可能性とその対処について明確化します。

【原則4本文、原則5本文および（注1～5）】

4. 組合員・利用者本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

（1）組合員・利用者の皆さまの信頼を獲得し、満足していただける金融商品、共済仕組み・サービスを提供できるよう、職員の継続的・定期的な研修を実施するとともに、組合員・利用者の皆さまの多様な資産形成や保障ニーズに応え、誠実・公正な業務を行うことができる職員を育成し、組合員・利用者本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（2）組合員・利用者の皆さまへの適切な提案に資する高度な専門性を有する職員育成のため、外部資格取得を推奨しています。

【原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

＜内部研修・資格制度＞

- ・証券外務員資格再研修（対象：信用担当職員）
- ・ライフアドバイザー認証要件研修（対象：渉外担当職員）
- ・スマイルサポーター認証要件研修（対象：共済担当職員）
- ・推進担当者認証要件研修（対象：LA 管理者・共済担当職員・渉外担当職員） 等

＜取得を推奨する外部資格＞

- ・証券外務員 2 種（対象：信用担当職員）
- ・内部管理責任者試験（対象：信用担当職員）
- ・FP 3 級技能士（対象：全職員）

（3）組合員・利用者の皆さまからいただいた「声（お問い合わせ・ご相談、ご要望、苦情など）」を真摯に受け止め、組合員・利用者の信頼と期待に応え続ける事業活動を目指し、職員育成と業務改善に努めます。

【原則 2 本文および（注）、原則 6（注 5）、原則 7 本文および（注）】

（4）業績の評価にあたっては、「手数料収入への貢献度等」ではなく組合員・利用者ニーズに沿った商品販売・保障提案を行った結果としての「預かり資産残高等」の他、「提案プロセス」を評価材料としています。

【原則 7 本文および（注）】

以 上

※上記の原則および注番号は、金融庁が公表している「顧客本位の業務運営に関する原則」（2024 年 9 月改訂）との対応を示しています。